

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会社名 株式会社 イーウェーブ
代表者名 代表取締役社長 滝澤 正盛
(コード番号 3732 大証 ハラクス グロ-ス)
問合せ先 取締役管理部担当 清水 陽子
TEL 06 4705-3901

従業員等に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、下記のとおり、当社の従業員および当社子会社の取締役と従業員に対して特に有利な条件をもってストックオプションとして発行すること、および新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 18 期定時株主総会に提案することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社ならびに当社子会社の業績向上に対する意欲や士気（インセンティブ）を高め、企業価値の増大を図るために、当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員が得られる利益を連動させるべく、これらの者を対象とするストックオプションとして無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容及び数の上限

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 500 株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

また、発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 新株予約権の総数

500 個を上限とする。（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」は 1 株。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の1個当たりの出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに直近の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

ただし、新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

記

当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月1日から平成22年6月30日までとする。

(6) 新株予約権の行使により増加する資本金および資本準備金に関する事項

資本金

法令に定める資本金等増加限度額（以下、「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、本新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。

資本準備金

資本金等増加限度額から前項に定める資本金の額を控除した額。

(7) 新株予約権の譲渡による取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員および従業員の地位にあることを要するものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) 本新株予約権の取得の条件

当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

その他の取得事由および取得条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(10) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(11) 新株予約権を行使した新株予約権に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) その他の細目事項は、本件新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(注) 上記の新株予約権の発行は平成18年6月28日開催予定の当社第18期定時株主総会において「当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件」が承認されることを条件いたします。

以 上